

日 こ 第 43 号
令和 2 年 4 月 2 1 日

保護者の皆様へ

日南市長 崎田 恭平
(公 印 省 略)

緊急事態宣言の発令に伴う保育所等への登園について (お願い)

このたび、全国に緊急事態宣言が発令されました。

市内の保育所等は、現在も開園しておりますが、国内における感染拡大の状況を踏まえ、下記の期間中、家庭においてお子様の保育が可能な方がいらっしゃる場合には、ご自宅での保育のご協力をお願いします

保育が必要な方につきましては、感染予防対策の徹底を図りながら、引き続き、通常どおり開園させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

1 期間

令和 2 年 4 月 2 2 日 (水) から令和 2 年 5 月 6 日 (水) まで

※今後の状況により期間が変更になる場合があります。

2 保育料の取り扱いについて

令和 2 年 4 月 2 3 日 (木) 以降に登園を控えた場合は、日数に応じて保育料を日割り計算して減額します。

※手続きの方法は、後日改めてお知らせいたします。

問い合わせ先

日南市こども課こども保育係

☎ 0987-31-1131